

## 平成30年度兵庫県環境審議会鳥獣部会（第1回）議事録

1 日 時 平成30年7月30日13:30～16:30

2 場 所 兵庫県農業共済会館 4階会議室

3 審議事項

(1) ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について

(2) 赤穂市坂越鳥獣保護区生島特別保護地区の再指定について

4 委員の出欠

委員出席者

会 長	鈴木 胖
部 会 長	江崎 保男
委 員	余部 衛
委 員	太田 英利
委 員	権藤 眞禎
委 員	高畑 由起夫
委 員	中澤 明吉
委 員	横山 真弓
	計 8名

委員欠席者

副 会 長	中瀬 勲
委 員	塩谷 元宏
委 員	西浦 道雄
	計 3名

5 部会の成立

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会鳥獣部会委員（委員及び特別委員）9名中、7名の委員の出席により会議は成立。

## (1) ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について

### ○B委員

最近クマの出没が増加しており、これに対する対策が重要になってきております。本日は、ご専門の方々が来られていますので、ご意見を伺いたいと思います。

質問・ご意見ありましたらお願いします。

皆さんに考えて頂いている間に、私から質問させていただきます。

800頭程度が県内に生息しているということですが、仮に、生息可能域に800頭がいたとしたら、何ヘクタールに1頭いる計算になりますか。

### ○事務局

兵庫県の森林面積は56万1209ヘクタールです。クマの頭数を950頭でざっと計算してみたところ、大体600haに1頭ぐらいとなります。となると、3km×2kmぐらいに1頭いるかないかぐらいかということになります。

### ○B委員

ご即答ありがとうございます。

委員の皆様、他にご意見・ご質問はありませんでしょうか。

### ○D委員

人身事故を起こしたクマの情報は、成体か幼獣個体、雌雄、生物学的情報は他にはないのですか。

### ○事務局

人身被害を起こしたクマについては、我々が現場に着いた時には立ち去っているため、被害者の証言しかありません。その後、有害鳥獣捕獲許可で捕獲していますが、実際に事故を起こしたクマかどうかは分からない状況です。

情報としましては、資料に記載している範囲でしか分かっておりません。

### ○B委員

今の質問に関連して、私から質問させていただきます。

最近100キロ近い個体が捕殺されていますよね。

雌雄、年齢など、どのようなクマがどの範囲にいるか等は分かっているのですか。

また、オスの方がメスに比べて大きいですね。

### ○事務局

有害鳥獣捕獲や狩猟による捕獲については、モニタリングを実施していますので、個体の雌雄、体重、特徴等を記録しております。また、雌雄別の大きさの違いについて、確かに、雄の方が大きいですが、個体差もあるので、時期によっては、大きさだけでは判断できません。

### ○G委員

先ほど説明された条件の中に、親子グマを捕獲しないことと記載されていましたが、2年目の冬眠から覚めた明け1歳の年に母グマから離れると言われていました。親子グマの親を捕獲してしまうと、子グマが育たないという観点からでしょうか。

### ○事務局

失礼します。17ページの2（個体数管理及び狩猟の取り扱い）に記載しておりますが、絶滅をさせない個体数管理もクマの場合は必要になってきます。シカの場合では兵庫県下で11万頭ぐらいは生息していると推定されております。これに対してクマ場合は、1000頭足らずなので、捕獲圧がかかれば絶滅の危険性もございますし、できるだけ保護と、その管理の両輪から進めていく必要があるということで、親子グマをと

らないと考えております。以上でございます。

**OB委員**

おそらく、年齢ピラミッドの健全性を保つためにも、若い個体を成長させなければならぬですね。

**OE委員**

クマの年齢査定について、どのような方法で行っているのですか。

**○事務局**

捕獲個体の年齢につきましては、年齢査定、推定ですけれども、研究部でクマが補食時に影響のない歯を捕獲したときに抜歯し、その歯を細かく薄く切片にして年輪を数えることで年齢がわかるようになっています。見てすぐ分かるものではないので、センターに持ち帰り調査しております。

**OE委員**

我々も昔査定していましたが、クマでも、歯で年輪査定はできるのですか。

**OH委員**

補足させていただきます。歯根部のセメント質に形成される年輪に出てきますが、クマ類では一般的にそれを用いて推定しております。ただし、冬が厳しい地域では冬の成長が悪いので年輪が刻まれてきますが、兵庫県は温暖な気候のエリアですので、寒いエリアに生息するクマよりは若干年輪がぼやけて見えることが多いので、年輪の数を判定するのはちょっと難しいです。北米のクマでも同じやり方で行われておりますので、そちらを兵庫県では採用していただいて、分析をしているところです。

**OB委員**

冬の年輪が上手く出ないことがあるかもしれないが、なんとか年齢推定ができるということですね。

クマは3歳で成獣扱いとされるということですが、個体は何歳ごろまで成長するのですか。

**OH委員**

初回繁殖年齢は4歳と言われておりまして、メスの場合はもうちょうど4歳から5歳で、体サイズ、すなわち骨格が決まってきます。オスに関しては、6、7歳まで成長が続きますので、太ったり痩せたりというのは1年を通してあるのですが骨格サイズが決まるのは、オスは大体7歳ぐらいまで成長しており、年齢が増えれば増えるほど、大型化するという傾向があります。

**OB委員**

最高齢はどれくらいですか。

**OH委員**

体サイズとしては覚えていないのですが、秋の成獣のオスの体重で160kgの個体がいきました。

**OB委員**

それで何歳ぐらいですか。

**OH委員**

大体10歳前後です。10歳を越えますと100kg級が、非常に続出してきています。最近では冬眠して、本来痩せているような時期においても、100kgを超えるような個体が見受けられますので、秋の段階で160kg級ぐらいになっているということが想定されております。

**OF委員**

確認と質問をさせていただきます。

18ページの、総捕獲頭数の上限である130頭の中には、有害鳥獣捕獲が含まれているのですか。

**○事務局**

はい。含まれております。

**○F委員**

1ページの過去の捕獲実績に過去の総捕獲頭数の上限の記載がないが、どういう扱いでしたか。

**○事務局**

過去の狩猟での捕獲頭数についても当該年度の有害鳥獣捕獲頭数を差し引いた頭数を上限としておりました。なお、1～2ページについては狩猟での実績のみを記載させていただいています。狩猟者がなかなかクマに遭遇する機会がなく、捕獲もできないということをお示しするために記載しております。

**○F委員**

では、扱いは同じなんですね。

**○事務局**

過去と扱いは変わっておりません。

**○F委員**

もう1つお聞きしますが、狩猟者1人当たりの条件を適用しないのは、どういう考え方でしょうか。

**○事務局**

今年度、狩猟者1人1頭の条件を適用しない理由につきまして説明させていただきます。これまで、狩猟を実施した場合にクマがどの程度捕獲されるか、予測できなかったことや、制限が無かった場合に捕獲され過ぎることを懸念して上限設定しておりました。ただし、先ほどB委員からもご質問いただいてお話ししましたが、もともと出会うこと自体が非常に珍しい、他の鳥獣を狩猟していてもめったに出あわない動物で、また、過去2年間の実績を考慮して、総捕獲頭数の上限もあることから、狩猟者1人あたり1頭の条件を廃止しても影響はないと判断しました。

**○B委員**

「今年度は適用しない」ということが非常に大事なことですね。狩猟者の方々も、もしかしたら、今後、獲り過ぎることもあるかもしれない。

**○事務局**

はい。

**○C委員**

詳しい専門的なことがよくわからないので教えていただきたいのですが、私は、観光施設である公園で勤務しております。もし自分が勤めてる公園の周辺でクマが出没した場合に、人身被害や風評被害などを懸念しています。「クマが出没しているところに遊びに行くのはやめよう」とお客さまが思うのは当然だと思うのですが、多分これだけ出没件数があればその様な風評被害も出ているのではないかと思うのですが、その様な情報は把握されていますか。

**○事務局**

6ページの出没件数の中には目撃も含まれております。例えば温泉街とか、そういったところにも出没があって、精神的被害と風評被害の両方が非常に大きいということで、地元からはあまり公表しないで欲しいとか、できるだけ早く捕獲して欲しいという要望は、多くあります。例えば、シカやイノシシの有害鳥獣捕獲許可しか交付されていないわなに錯誤捕獲されたクマを放獣する際に、殺処分してほしいという地元

の強い要望がありますが、クマの有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲したものだけを殺処分することとなっております。

## ○事務局

補足になりますが、クマが本来生息している但馬地域では、確かに風評被害がありますが、但馬地域の方々はクマが生息している地域ということの理解はある程度進んでいます。先ほどのセンターからの報告もありましたが、これまで出沒しなかったところに出沒するようになってきたという地域での風評被害を心配しておりまして、例えば、出沒情報によりその地域でのイベントが中止されたり、姫路市の市街地の小学校では、熊避けの鈴を子供達に付けて通学させたりするなど、精神的被害というのは数字では表せない形で住民の方々に無理を強いているというのが実態でございます。

## ○事務局

補足の補足で申し訳ありません。他の者からも申し上げましたように、近年、非常にクマが増えてきているということを実感しております。従来は出沒しなかったところに出沒しているという事例が増えてきておりまして、昨年は姫路の青山のあたりまで出沒してきました。また、加西市の北部は出沒することはありましたが、今年も同市の南部にも出沒しておりまして問題であると考えています。

先ほども申し上げましたように、実際にその地域によって、例えば氷ノ山のスキー場の辺りの民宿の周りに出沒するのは日常的なのですが、そういうところで錯誤捕獲された場合、必ず放獣しております。しかし、それに対して地元の方からは、こんな危ない動物がお客様の近くにいるのは良くないので殺処分してほしいとの要望が現実にあります。県としては、必ず理解を求めて放獣しておりますが、単純に理解してくださいという話をするだけではなく、地元の方が自ら防除対策ができるように啓発活動を併せてさせていただいております。

実際にその現場で何が原因でそこにクマが出てくるのかということは、研究でかなり分かっておりまして、例えば、そこにクマが求める柿の木がいっぱいあるとか、生ゴミがそのまま捨てられてあるとか、或いは野菜くずみたいなものがとられずに、そのまま畑に落ちていたりとか、いろんなことが原因となっております。クマ以外のシカ、イノシシも同様で、人間としてはゴミ或いはゴミ同然の物が、野生動物にとっては大変おいしいエサということになりますので、夜な夜な出てきてしまうというようなこともかなりの確率であります。そのような現場で実際に出てくるところ、或いは何度も出てくるところは、まずは出てこないような努力をしましょうというような普及啓発活動を、センターでさせていただいております。県が求めるように、例えば柿の木を全部切ってもらえれば簡単なのですが、なかなか切ってもらえるようなものではありません。そのため、地元の方が自ら被害防止対策ができるように啓発活動をさせていただいております。

社の森公園の位置としては、今後、出沒の可能性のある地域ですので、もしそういう事例がありましたら原因が必ずあります。何も無いところにクマはでてきませんので、もしよろしければ、兆候があるような時点でご相談いただけましたら、センターで判断をさせていただいて、一緒にどうなっているのかを調査させていただきます。また、その結果に基づき対策を実施出来れば、風評被害には至らなくすることができます。

どうぞよろしく申し上げます。

## ○委員

風評被害の根底には、私たち一般の人たちは、クマについてよくわかっていなくて、人身事故のニュースだけを聞いて怖い動物ということしか知らないということがある

のですが、生態とか、追い払いの方法などについて、学ぶ機会を提供されている取り組みはされているのですか。

### ○事務局

例えば、私どもは、篠山市内の現場でも業務をしております、篠山市の住民の方に、「兵庫県内にクマはいるのか?」、というようなことを言われることがあります。我々の感覚でいうと篠山市内にクマが出て別におかしくはなく、普通に目撃痕跡があっても特別だとは感じないんですけれども、実際にそこに住んでいる人、特に都市部又は街の中心部に住まわれている方は、野生動物と無縁の生活をされているので、やっぱりそういう存在そのものを知らないというふうなことがございます。当然、存在を知らないということは生態もご存知ありませんし、どういう行動するかということを知らないので、結果として先ほど申し上げました様な呼び寄せる原因を作っているというふうなことに繋がっている可能性が非常に高いです。

センターでは、ミニ企画展という形で、実際にクマ、イノシシ、シカなどの剥製を3セット持っておりますので、地元のそういうイベントとか学校小学校中学校高校みたいなところでご要望があればこちらから伺いまして、こういう動物が兵庫県に生息しているという話や、どのようにそれらに接したら良いのか、もし仮にクマに遭遇した場合にはどういう対処したらいいのかというお話も、ご要望にあわせて実施しているところでございます。もしご要望ございましたら、そちらにも伺わせていただきますので、ぜひご連絡ください。

### ○B委員

先ほどのような問題は、カラスと一緒に、カラスの場合は地域によっては対策ができてきています。豊岡市ではゴミをケージ(カゴ)に放り込んでいる地区もありますからカラスもそこには入りませんし、おそらくクマにも有効だと思います。もちろん柿の木は全く違います。クマは、エサを求めて出て来ますから。一方、初夏にオスがうろうろするのは別問題です。そういう意味では、母子クマが捕獲できないというのは、これも先ほど言ったように、個体群の健全性を保つという意味で非常に重要だと思います。結構複雑な要因が絡み合っていると思いますが、生ごみ対策は地元の責任だと思います。例えばカラスに喰わせないとか、生ごみをどのように処理するかなどの設備や対策は市町村の業務ですか。

### ○事務局

精神被害を含めたクマの生活被害として、人間の領域である集落周辺まで出てきているクマの対処をするということは、基礎自治体である市町の適切な対応が求められると思っております。けれども、基本的には県と市町と一緒に、先ほど申し上げましたような、野生動物が出てこないような環境づくり、というものを地元の方が主体となって、やっていただけるような普及啓発活動を行っております。決して殺処分することが目的ではございませんので、クマが山の生息領域で自らの生活をその範囲で生息してくれると、それはそれで良い話だと思いますし、人間が、過度に干渉する必要もないというふうに考えております。人間の生活域に出てくると、人間も考えないといけないのですが、市町が主体となって地元で継続した対応をするというのが基本と考えております。

### ○B委員

先ほどの説明の中で、収穫しても出荷できない野菜屑の田畑への放置の話がありましたが、これもカラスを集めます。おそらく同じことだと思います。ですから、出荷しない野菜等を処理することが各地区で必要であると思っております。委員の方々、他に質問、意見はありませんか。

## ○H委員

確認ですが、18ページの(1)エ(有害鳥獣捕獲と狩猟による捕獲頭数が上限を超えた場合または越えると予想される場合は、狩猟の中止命令に従うこと)が記載されていますが、上限を超えた場合、または越えると予想される場合の中止命令というのは、どのような方法で行う予定かという点と、親子グマを捕獲しないことということは、これは今おっしゃっていただいたとおり非常に重要なんですが、ただ、万が一、1頭だと思って捕獲したところ、捕獲後に子連れであったというようなことが判明した場合ですね、例えば隠すとかですね、やってはいけないことをやってしまった。隠すというような行動に狩猟者がならないように、捕獲も良くないことですが、隠されることももっと良くないことですので、これを狩猟者にどのように、そのあたりをご説明するのかということ、しっかり周知しておく必要があるのかなと思いますので、この2点のご説明をお願いいたします。

## ○事務局

クマの狩猟希望者は、事前に申請していただき、県が開催する安全講習会を必ず受講してもらうことを条件化しています。その中で、親子グマの対応方法、或いは、狩猟の中止命令時の連絡方法を示すこととしています。また、県では1週間単位で狩猟の実績をホームページに掲載しております。有害鳥獣捕獲数は、県で把握できていますので、1週間単位でしっかり、捕獲上限に達していないかというのを確認しながら、早い段階で狩猟者の方へ県のホームページでお知らせします。また、申請者には連絡先をすべていただいておりますので、全員にお知らせするよう徹底をしていきたいと考えております。

## ○G委員

現場から感じることは、先ほどから話に出てきておりますエサ問題もそうですが、最近、20年間狩猟が禁止されていた弊害ということもすごく現場で感じています。里山から、山奥に逃げて行きません。生ごみとか、野菜屑とか、柿とかもあると思いますけど、前から、この席で申し上げておりますように、シカの残渣も結構クマにとっては魅力的なものと思っております。定期的に徘徊すればありつける。20年間で世代交代し、本来なら、親がきちっと危険なことを子グマに教えて、奥山に住んで里山に近づかないようにするのが親の役目と思うのですが、里山に降りればエサがあると、子グマを連れて行くものですから、子グマが安心してしまって里山を徘徊するようになります。また、残渣問題は、県で取り組んでいただいておりますが、引き続き里山にはエサになるものを残さないことが非常に大事だと、感じておりますのと、ハンターをもってしても、奥山には追い返せない、帰って行かないクマができ上がってしまっています。一昔前なら、追い返せたかもしれませんけど、そういう世代は既に交代してしまっています。先日のクローズアップ現代で、臆病なイノシシでも2代3代と代われば、人を見たことのないイノシシができ、平気で市街地を歩いたり昼間から農作物を食んでいる福島の避難区域の問題を特集していました。それに近いことが、この兵庫県で20年間の弊害として起きている。それと今、集落に出てきたクマを有害獣捕獲で殺処分していますが、その殺処分されたクマは、もう子に教えることができないのですね。やはりその親が子に教えてこそ、この里山は怖い、と同時に里山にエサもないことを知ってこそ、被害がなくなると思います。将来的に見ると、やはり狩猟者の、ハンターとしての役割として、天敵である人を恐れるということ、クマに教え込まないといけないと思います。2歳、3歳のクマを狩猟で狙って、自分が狙われているという感覚を持たせないといけないと思います。奥山へは返せないけれども、せめて狩猟期に音がしたり、危なかったとかいうことで驚かせることに

よって、親から子に教えてもらって、人間を怖がるクマを育てることが大事だと思います。動物は、生きていくためには人間よりきっちりと、必ず親が子に教えます。そういう教えるクマを作っていくにはやはり撃ち込んでやって、自分が狙われたなという感じを持たせることが、大事だと思います。

そういう観点から、熊猟期が12月14日までですけれども、狩猟圧をかけるのは非常に大事なことだと思いますし、秋田の29年度の例を見ますと、12月いっぱいまで秋田マタギをもってしても、わずか26頭しか捕獲していないこともあり、もう少し狩猟圧をかけていったほうが良いのではないかと考えております。せめて、12月いっぱいまで熊猟ができれば、また、年末年始の休暇にハンターが入りますから、できれば1月14日までを狩猟圧をかける期間にさせていただければと思います。また、有害獣捕獲期間の8ヶ月間、シカ・イノシシを撃つわけですが、その時に出会いますクマが、その時のクマの気持ちとしては、火薬の臭いがするハンターに囲まれるけど、ハンターは何もしてこない、これもまた弊害であって、有害獣捕獲期間中にクマを撃つのは難しい問題もありますが、冬期でもありませんし、農林業の方も山に入っておられますけれども、そういうことも今後考えておかないと駄目なんじゃないかと。防災無線を使っても注意喚起ができると思いますし、最近はそんなことを考えます。追いつくことはできないかもしれませんが、怖いことを思い込ますことで、里山での人身被害を防ぐ、危害を防ぐという意味で、クマを狙って撃って、クマに怖さを教えてやるということの大切さを感じております。

#### ○E委員

狩猟者の多くは散弾銃を持っておられて、ライフルの許可はとても難しいと聞いていますが、いかがでしょうか

#### ○G委員

そうですねクマを捕獲したいっていう人は多分、10年以上経験者でライフルを持っている人がほとんどかと思えます。県の方でライフル所持者の人数を把握されていませんか。

#### ○事務局

ご存知の通り、ライフル銃は散弾銃を持って10年目の方が、所持できるというルールになっています。

ライフル所持割合はわかりません。また、クマ狩猟許可者の中のライフル所持者の割合は集計できておりません。G委員からお話があったように、クマの人身事故は過去に21件あり、そのうち狩猟期間中の事故は3件です。こういう背景からも狩猟期間以外で、クマに襲われている。そういう意味からもクマは人間の活動には敏感になっているとも言えると思います。出没件数についても、狩猟者が山に入る秋で比較した場合、例えば、狩猟期が始まるまでの11月1日から11月14日までと、狩猟期が始まる11月15日から11月30日までとを比較した場合、狩猟期が始まった11月15日からの後半に出没件数が一気に半分ぐらいまで減ってくるということからも、人間には慣れつつあるといいながらも、クマは狩猟者をかなり意識しており、ある程度の追い戻し効果は期待できていると言えます。G委員がおっしゃられたように、いかにクマに対して狩猟圧をかけ、お互いが不幸にならない関係を持てるのかというのが今後の課題です。温暖化等々で冬眠期間がもし遅くなっているのであれば、12月14日という期限をしっかり調査した上で、例えば12月末まで延期するとか、1月まで延ばすとか検討していきたい。現在の1か月は、あくまで冬眠のクマを狙わないという概念でやっておりますので、冬場でも活動しているのであればそういった期間も今後延長していくということを視野に入れながら、モニタリングも検討していきたいと考えております。

## ○B委員

E委員のご質問は、おそらく散弾銃だと危ないから、やみくもに撃つものではないということをおっしゃりたかったのかなと思うんですけど。

## ○E委員

散弾銃ではなかなかクマを捕獲することができないのかなと思いましたがいかがでしょうか。

## ○G委員

そうですね。ただ、クマを捕る方は散弾銃でもスラッグ弾という一発弾を入れるものがあり、至近距離ではライフルより効くというふうにも言われておりまして、ただ50メートル程度までの短い射程距離となるのですが、近年、性能が良くなっております、サボット弾といわれていますが、精度が高く威力があるものも出ておりますので、大丈夫かと思えます。

## ○事務局

失礼します。G委員のおっしゃっていただきました、山からエサになるシカあるいはイノシシ個体を搬出する方法ですが、我々もその点については、問題視しておりまして、今回、国で、目的はジビエという言い方でモデル事業ということをおっしゃるんですけども、我々としましては、そのジビエの施設整備、食肉だけじゃなくてペットフード、あるいはどうしても使えない個体を適正処理して引き受ける施設をしっかりと整備して、将来的には施設に基本的に持ち込むというような体制をとりたいと思っております。今年度、淡路島或いは宍粟市、新温泉町に、そういったモデル的な施設を整備しようと検討しておりまして、それにつきましては、猟友会の皆様のご協力がないと成り立たないと考えており、猟友会と一緒に考えていきたいと考えております。基本的には山から搬出してもらおうと考えています。併せて、捕獲したシカやイノシシを処理する体制を作っていきたいなと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

## ○B委員

さて、本日のポイントは事務局案の18ページです。狩猟による捕獲等の制限について事務局案が記載されていますけども、これに関して何かありますでしょうか。ご異議ありませんでしょうか。

## ○委員

ありません。

## (2) 赤穂市坂越鳥獣保護区生島特別保護地区の再指定について

### ○D委員

非常に貴重な動植物があるということで、特別保護地区を再指定されるということは、とても良いことだと思います。気になるのが、この場所にどれくらいの自然物があるかということ把握されていますか。ここに記載されている樹種構成だとか鳥類、タヌキ、大雑把すぎて、例えば普通こういう所でこういう自然物が、この様に生物多様性から見て非常に重要な場所っていうのは、昆虫層、土壌生物層、両生類層、は虫類層小ほ乳類等、多分いろいろと思うんです。そういうことがきっちり把握できていて、モニタリングされながら、保全が図られる体制がとられることがあるべき姿だと思いますが、そのあたりの情報というのは全くないのですか。

### ○事務局

今の状況なんですけれども、元々、そこまでシビアな条件設定をされてなくて、県で1400haの特別保護地区がございまして、その内の9ha、全体の5%の非常に少ない規模であるっていうのはまず、そこにどれだけその調査をかけられるかっていう問題が1点ございます。それと赤穂市の文化財担当職員はすでに植生調査を中心に行われておりまして、野生鳥獣特に鳥類ですが、鳥類がどれだけ残っているか数まではカウントできてないんですけれども、常に入ったときにはチェックしていただいて、これからも残して行きたい場所ということで整理をしております。申し訳ないんですけど昆虫とか土壌とかっていうところまでは、現時点では確認できておりません。

### ○D委員

私の専門は虫類、両生類なんです。県のレッドデータブックの改定で、例えば、兵庫県の海岸域に棲んでいる日本古来種であるヤモリは、数が多くなっています。カテゴリBで指定されていますが、そういうものが実際どれくらい把握できてるかということ当然こういうところに記載すべきであって、わからない中でカテゴリ指定するとか、保護方策を検討することは非常に難しいわけで、そういうところは少しずつこういう多様性を把握するという機会がある時にやっていただかないと進歩がないと思います。そんなふうに感じました。

### ○事務局

ありがとうございます。赤穂市と相談しながら、そういう調査を一緒にできるようになれば併せて実施していくように進めて参ります。

### ○D委員

ここは立入禁止というのは、周辺の住民に監視されるなど、島に上陸することができなくなっているのですか。

### ○事務局

基本的には、住んでおられる方もなく、赤穂市の坂越湾から300mに位置していますので、誰か人が入れば見つかってしまうような状況です。ただ、野生鳥獣、シカは棲んではいないのですが、海を渡っていくという話は聞いています。

### ○D委員

はい、わかりました。最近、和歌山県の小さな島に入っただけとはいけないと言っているのですが、レジャーボートで乗り付けて、ビーチパーティを開催し、ゴミを散らかして帰るといった話があって、そういうことが、心配になっていました。

### ○E委員

タヌキって書いていますが、この小さい島でタヌキが増えすぎたら困るし、棲めな

いのではないかとと思いますが、動物について、ちゃんと調べておられますか。その他のいろんなほ乳動物もいると思いますので、調べられてはいかがかなと思います。鳥は飛来しますので、季節によって違うと思います。ここにはっきり書いてしまうというのは、難しいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局

委員がおっしゃられるように、20ページのエに動物相の概要と記載しています。実を言いますと、タヌキ等の生息と書いておきまして、それ以上には把握していないのが現実で、ネズミやジネズミそういったものとか、ヤモリなどの虫類とかも生息していると想定されますが、小動物についてほとんど目を向けられていないのが現状ですので、これから赤穂市と相談しながら、新たな生物も発見されるかもしれませんので、できるだけ把握に努めていきたいと考えております。

#### ○B委員

しかも小さな島ですね。ここに原生林があって、特異的に生育生息している動植物が大事だとおっしゃっている。簡単に言ってしまうと、移動分散力の問題ですから、おそらく下層植生等が重要ですね。そちらの方で、非常に貴重なものがあるかもしれない。是非とも、今のうちに、どれだけの貴重な動植物がいるのかわかっておれば、将来、心配されることがもし起こった時に、比較対象として使えます。調査する方向でお願いいたします。

#### ○事務局

ありがとうございます。

#### ○B委員

ということで、この後も、指定を続けるということですけども、よろしいでしょうか。

#### ○委員

異議なし

#### ○B委員

本日の審議①ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について、②赤穂市坂越鳥獣保護区生島特別保護地区の再指定について、審議していただき、了承ということですが、もし、全体を通して何か意見等ありましたら。

#### ○D委員

毎年、同じ事を言っているのですが、クマというのは、兵庫県内で遺伝的に2つの地域個体群に分かれていると言われてはいますが、それぞれ違うところと繋がっているとの話だったと思います。遺伝的な多様性のパターンのモニタリングは、されているのでしょうか。サルではされていますよね。クマについては、そのようなデータを毎年、集積されているのでしょうか。

#### ○事務局

はい。クマも同様に、すべての捕獲個体についてモニタリングしておりますので、できるものは血液からDNAを採ってサンプリングしております。その中で、研究部で遺伝子調査しまして、Fst値（遺伝的分化係数）が、信州に生息しているサル・クマと相違ないところまで上がってきています。東中国地域個体群と近畿北部地域個体群との交雑が明らかになってきております。

#### ○B委員

クマの場合、メスがポイントだと思います。メスを捕獲すると、個体群に与える影響が大きいですが、オスを捕獲しても、その影響はそれほど大きくない。是非とも今後、メスの個体数なり分布なりを把握していただく努力をしていただけたらな、と希

望します。

長時間ご審議いただきましてありがとうございました。先ほど事務局から説明されましたように、二つの事務局案に関してご意見いただきました。本日、皆様方からいただきました多数の意見を踏まえまして、改めて整理して、答申案については、この江崎にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

**○委員**

異議なし

**○B委員**

ありがとうございます。

それでは事務局にお返しします。

**○事務局**

はい。本日、ご熱心にご審議賜り、誠にありがとうございました。二つの事項につきましては、了承いただきましたが、委員の皆様からいただいたご意見については、確実に実行しないと意味がありませんので、そこにつきましては委員からご指摘ありました、今後のモニタリングとかですね、調査、観測につきましては、しっかり我々もフォローしながらですね、決めていただいた内容について実効性のあるものにしたと思いますので、今後とも引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、本日の兵庫県環境審議会鳥獣部会を終了させていただきます。ありがとうございました。